

(6) 新たな償却の方法4 (新たな定率法(増加償却を行う場合))

問6 平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産で、その償却の方法として定率法を採用したものについて、増加償却の適用を受ける場合の具体的な計算の方法を教えてください。

(答) 平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産で、その償却の方法として定率法を採用したものについて増加償却の適用を受ける場合の償却費の額の計算は、従前と同様です(所令133)。

なお、調整前償却額が当該減価償却資産の取得価額に「保証率」を乗じて計算した償却保証額に満たないかどうかの判定については、調整前償却額は、期首未償却残高に「定率法の償却率」を乗じて計算した金額が「調整前償却額」とされることから、当該判定においてはその年分に適用される増加償却費の額は含めないで行うこととなります。

○ 具体的な計算は次のとおりです。

【設 例】 取得年月：平成20年1月 取得価額：100万円 耐用年数：6年

耐用年数省令別表十の耐用年数6年の定率法の償却率 ⇒ 0.417

改定償却率 ⇒ 0.500

保証率 ⇒ 0.05776

増加償却の割合：114/100

(事業専用割合は100%とします。)

	(取得価額)	(保証率)	(償却保証額)
償却保証額	1,000,000円	× 0.05776	= 57,760円

(単位：円)

年 分	20年分	21年分	22年分	23年分	24年分	25年分
取得価額(期首未償却残高)	1,000,000	524,620	275,225	144,388	75,748	32,571
償却費の額 (調整前償却額)	417,000	218,767	114,769	60,210	31,587	—
増加償却費の額	58,380	30,628	16,068	8,430	—	—
償却費の合計額	475,380	249,395	130,837	68,640	—	—
に改定 による 償却 率	改定取得価額	—	—	—	75,748	75,748
	償却費の額	—	—	—	37,874	32,570
	増加償却費の額	—	—	—	5,303	—
	償却費の合計額	—	—	—	43,177	—
期末未償却残高	524,620	275,225	144,388	75,748	32,571	1

※ その年分の調整前償却費の額が償却保証額57,760円に満たないこととなる平成24年分以後の年分は、その満たないこととなる平成24年分の期首未償却残高75,748円を改定取得価額として、その改定取得価額に改定償却率0.500を乗じて計算した金額が償却

費の額となります。

また、耐用年数経過時点において1円を残しますので、平成25年分の不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額は、32,570円となります。